

別表第2（第1条の4関係）

区 分	許 可 地 域 等
第一種許可地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域。ただし、その地域が第三種許可地域及び第五種許可地域に掲げる地域又は場所（条例第3条第1項第7号の区域を除く。）に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。
第二種許可地域	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域。ただし、その地域等が第三種許可地域及び第五種許可地域に掲げる地域又は場所（同項第7号の区域を除く。）に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。
第三種許可地域	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域、同章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）又は条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域のうち、同項第5号の区域内の高速自動車国道又は自動車専用道路（一般国道に限る。以下同じ。）から展望することができる地域であってこれらから500メートル以内の区域並びに同項第5号の2の区域。ただし、その地域が第五種許可地域に掲げる地域又は場所（同項第7号の区域を除く。）に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。
第四種許可地域	条例第3条第1項第1号の都市計画区域のうち用途地域以外の区域及び同項第5号の区域。ただし、その区域が第一種許可地域から第三種許可地域まで、第五種許可地域及び第六種許可地域に掲げる地域又は場所に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。
第五種許可地域	条例第3条第1項第2号から第4号まで、第6号、第7号及び第9号の区域。ただし、同項第7号の区域が第一種許可地域から第三種許可地域までに掲げる地域又は場所に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。
第六種許可地域	条例第3条第1項第5号の区域のうち、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道、軌道及び索道から展望することができる地域であってこれらから100メートル以内の区域。ただし、その区域が第一種許可地域から第三種許可地域まで及び第五種許可地域に掲げる地域又は場所に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。